■質問及び回答（４回目）

| № | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 46 | 要項  P13 | 第2　事業条件  ３．建築物等の施設の整備等に関する条件 | （６）河川管理施設（耐震護岸・防潮堤など）の管理費は河川管理者の負担となりますか。 | 船着場、スロープ及び関連施設並びに事業者が事業において設置・改変を行った施設の管理費については、第８条２項に基づき事業予定者の負担となりますが、それ以外の施設については、河川管理者が負担します。  また、事業予定者が河川管理施設を汚損若しくは破損した場合については、使用契約書第８条第３項に基づき、事業予定者の負担で原状回復するものとなります。 |
| 47 | 要項  P13 | 第2　事業条件  ３．建築物等の施設の整備等に関する条件 | （７）流出する恐れのないように、とありますが、洪水や高潮時は堤内地も浸水する恐れがあるという事でしょうか。もし浸水する場合は、どの程度浸水するかご教示願います。 | 堤内地は計画に基づいて、浸水の恐れがない高さでの防潮堤が整備されており、昭和40年代の整備完了以降は浸水の実績はありませんが、今後の浸水の可能性を排除したものではありません。 |
| 52 | 要項  P15 | 第2　事業条件  ５．施設等の管理に関する条件 | 保険について、特に指定（保険の種類等）はありますか。  また、府が整備する『船着場』に関しても事業者側で包括的な保険に入る必要があるのでしょうか。 | リスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入してください。  　また、船着場の管理運営についても同様とします。 |
| 60 | 要項  P16 | 第2　事業条件  ７．土地及び流水面の使用料等 | （２）水道、下水道管、ガス管については同一ルートに敷設した場合は１系統にまとめて使用料換算でも良いでしょうか。  またはそれぞれ使用料が発生しますでしょうか。 | 同一ルートに敷設した場合であっても、水道管、ガス管などの種類毎の延長に、管の外径に応じた単価（募集要項P16表参照）を乗じて算定します。  ただし、複数の管を１つにまとめて共同溝として敷設する場合は、共同溝の投影面積に工作物単価を乗じて算定します。 |
| 62 | 要項  P16 | 第2　事業条件  ７．土地及び流水面の使用料等 | （２）敷地内で行うマルシェ等のイベントについては、使用料は発生しないという考えで宜しいでしょうか。  また、キッチンカーやトレーラーハウスなどを用いて、事業をする場合の使用料は発生しないという考えで宜しいでしょうか。 | マルシェやキッチンカー及びトレーラーなどにより、その区域を一定期間使用して行うイベントについては、原則、使用料がかかります。ただし、当該イベントの区域が「飲食店、売店、その他これに類するものを設置するもの」として、イベント実施期間を含む期間において既に使用契約の対象となっている（占用許可を受けている）場合など、実施場所やイベントの内容によっては、使用料が掛からない場合がありますので、その都度事前に大阪府にご相談ください。 |
| 73② | P13 | 第２　事業条件  ３．建築物等の施設の整備に関する条件 | 入り掘りをオートキャンプ場・グランピング施設兼マリーナとして活用は可能ですか  入り掘りをコンクリート等に舗装しても良いのか？  入り掘りを舗装してそこに船舶を舟上げして陸置き施設にできますか？  トラべリフトクレーンの設置はできますか？  緊急時の給油設備・メンテナンスヤードの設置はできますか？ | 河川敷地占用許可準則に掲げられているものについては設置可能です。  コンクリート舗装についても可能です。  ただし、荷重制限等や建築基準法その他の法律に基づく設置可否判断は、河川管理者や関係法令等の所管部局との協議が必要です。 |
| 74③ | P17 | 第２　事業条件  8.使用契約の満了日及び事業報告  河川管理者による占用許可がされない場合  大阪府が本事業を継続することが適当でないと認めるとき」  30年以内であっても使用契約を解除 | 具体的にどのような事案か  どのような時か  どのような時か | 例えば、大阪府が受けた占用許可において、河川法違反が認められ、河川管理者からの指導等に応じなかった場合が想定されます。  　例えば、事業内容が関係法令、基本協定、維持管理協定、使用契約などに違反している場合などが想定されます。  募集要項P18　第２　８.（２）に記載のとおり。 |
| 77 | 質問及び回答8番  ＋  回答6別紙 | 管理運営協力金について | 「管理運営協力金を徴収することができるものとする」について、事業者の判断で、使用者に使用料（協力金）の支払いを義務付けることが出来る、という理解でよろしいでしょうか。  「協力（金）のため使用料の支払いを義務付けることはできない」のか、「協力（金）という名目ではあるものの、使用料の支払いを義務付けることができる」のか、確認したいのが質問の主旨となります。 | 大阪府が整備する船着場等については、回答6別紙「公設船着場に係る維持管理協定書（案）」（以下、「維持管理協定書」という。）に基づき、府に代わって事業予定者が管理運営を行っていただきます。船着場等の使用料は設定できませんが、維持管理協定書第16条に記載のとおり船着場等の維持管理に充当するため、船着場等の使用者から管理運営協力金を徴収することができます。  　この管理運営協力金は使用料ではなく、あくまで協力金ですので、支払いを義務付けることはできませんが、管理運営協力金の趣旨をご説明の上、使用者に協力を求めて、船着場等の良好な維持管理に努めてください。 |